

令和4年3月21日公表

「まん延防止等重点措置」の期間終了に伴う厚木市斎場の施設利用について

斎場のご利用については、措置期間終了後も引き続き三密を避け、マスク着用や手指消毒の励行、定期的な換気の実施に努めていただき、リバウンドの防止の観点から基本的な感染対策を継続するものとします。

1 まん延防止等重点措置の終了に伴う火葬等の変更及びお酒類の販売・提供について

重点措置の終了に伴う火葬等の変更及びお酒類の販売・提供は、既に令和3年10月1日から変更適用をしており、今回については特段の変更はありません。

2 新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬について

- (1) 新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬受入れ時の火葬場職員及び葬儀業者担当者の防護服の着用は不要としていますが、ご遺体は納体袋で密閉し、棺の目張り、消毒等の徹底をお願いします。また、予約時や「事務連絡票」により情報提供をお願いします。
- (2) 新型コロナウイルス感染ご遺体の火葬は、本市斎場においては、通常の間隔等の受入れをしており、棺の目張り、密閉、消毒等を徹底していただき、棺を開けることや花入れ等はできませんのでご了承ください。式場の利用もこの条件となっていますので、ご注意ください。

3 式場、待合室の利用について

- (1) 遺族、会葬者の告別室・待合室、式場等への人数制限等については、当分の間「まん延防止等重点措置」の期間中と同様の取扱いとし、式場は50名、告別室や待合室は最大20人程度としておりますので、少人数での参列に努めてください。
なお、式場での通夜、告別式等で会葬者が多数見込まれるときは、葬儀執行前に自由焼香（個別焼香）等を実施していただき、三密防止に努めるようお願いいたします。
- (2) 売店ではお酒類の販売・提供をしておりますが、飲食の形式は、当分の間「まん延防止等重点措置」の期間中と同様の三密防止に配慮した取扱いとします。
- (3) 現在設置しております式場控室及び待合室の感染防止用のパーテーションは、存置します。

問合せ先

神奈川県厚木市下古沢548番地

厚木市斎場

電話 (046) 281-8595

FAX (046) 250-2212

E-mail : 2650@city.atsugi.kanagawa.jp